久留米市長 原 口 新 五 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会 会長 神 原 和 宏

答 申 書

令和4年9月13日付け4総第890号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

記

1 諮問事項

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う久留米市個人情報保護条例、久留米市情報 公開条例等の改正について

【総務部総務課】

2 審議会の意見

個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)の改正に伴う久留米市個人保護条例、久留米市情報公開条例等の改正について、次のとおり答申する。

(1) 個人情報保護条例改正に係る事項

事項1 決定期限

ア結論

自己情報の開示請求に係る決定期限について、「請求の翌日から14日以内」を「請求から30日以内」に、及び訂正請求・利用停止請求に係る決定期限について、「請求の翌日から28日以内」を「請求から30日以内」に変更することは適当である。

イ 理由

法の改正に伴い、開示請求に係る開示決定等の期限を全て「30日以内」と、 法に合わせることには妥当性があるため。なお、期限変更後も市民サービスの低 下を招かないよう従前の決定期限である「14日以内」及び「28日以内」を基 本とした運用を維持することが適当である。

事項2 開示請求の手数料

ア結論

手数料は無料とし、写しの作成及び送付等の実費相当については現行どおり請求者負担とすることは適当である。

イ 理由

法の改正に伴い、開示請求に係る手数料は地方公共団体の条例で定めなければならないところ、請求者の負担増とならないよう手数料は無料とし、請求者の希望に応じて行う写しの作成及び送付等に係る費用は請求者に求めることは適当であるため。

事項3 審査請求の手続き

ア結論

個人情報に係る開示決定等に対する審査請求についての諮問に対して答申する 機関(久留米市では久留米市情報公開・個人情報保護審査会)の設置根拠が行政 不服審査法となることに伴い、審査請求から諮問までの期限、諮問から実施機関 への答申までの期限及び答申から裁決までの期限を行政不服審査法に合わせ定め ないものとし、運用においては現行の処理期限を基本とすることは適当である。

イ 理由

法の改正後は、開示請求に係る決定等に対する審査請求については行政不服審査法に基づく審査会へ諮問を行うこととなり、従前の各期限は適用されないこととなるが、市民サービスの低下を招かないよう従前の決定期限を基本とした運用を維持することには妥当性があるため。

事項4 匿名加工情報手数料

ア結論

現時点で手数料は定めず、将来的に提案募集の運用を開始する際に定めることは適当である。

イ 理由

行政機関匿名加工情報に関する提案募集の実施については、当分の間任意とされている市町村においては、提案募集の運用開始までは手数料を定めることを要しないため。

事項5 審議会

ア結論

久留米市情報公開・個人情報保護審議会(以下、「審議会」という。)への諮問 事項の範囲が縮小すること並びに審議会の委員の人数及び任期を変更することは 適当である。

イ 理由

法の改正後は、従前のように目的外利用等の個別の案件を審議会に諮問することは許容されず、審議会の調査審議事項は特定個人情報保護評価書に係るもの、制度の重要な変更に係るもの等に限られ、諮問件数が大幅に減ることに伴い、委員の人数を「10人以内」から「5人以内」とすることは適当であるため。また、審議会について、久留米市情報公開・個人情報保護審査会及び久留米市行政不服審査会との整合を図り、委員の任期を「2年」から「3年」とすることは適当であるため。

(2) 情報公開条例改正に係る事項

事項1 不開示情報

ア結論

個人情報保護制度との整合を図る調整のため、「法令等に定めがある情報」を削除し、「行政機関匿名加工情報」及び「国の安全、他国・国際機関との関係に関する情報」を追加することは適当である。

イ 理由

新設された行政機関匿名加工情報の制度において、当該情報は本来提案募集の手続を経て提案及び作成に係る手数料を納付したうえで提案者に提供されるものであるところ、市が保有している行政機関匿名加工情報を公文書開示請求の手続により提供することは制度の趣旨にそぐわないため。また、「法令等に定めがある情報」を削除し、「国の安全、他国・国際機関との関係に関する情報」を追加することで法との整合を図ることは適当であるため。

事項2 決定期限

ア結論

公文書開示請求に係る決定期限について、「請求の翌日から14日以内」を「請求から30日以内」に変更することは適当である。

イ 理由

個人情報保護制度における自己情報の開示請求と類似の手続である公文書開示請求について、開示決定等の期限を個人情報保護制度との整合を図るため「30日以内」とすることには妥当性があるため。なお、期限変更後も市民サービスの低下を招かないよう従前の決定期限である「14日以内」を基本とした運用を維持することが適当である。

事項3 審査請求の手続き

ア結論

個人情報に係る開示決定等に対する審査請求についての諮問に対して答申する 機関(久留米市では久留米市情報公開・個人情報保護審査会)の設置根拠が行政 不服審査法となることに伴い、公文書開示請求に係る開示決定等に対する審査請求においても、審査請求から諮問までの期限、諮問から実施機関への答申までの期限及び答申から裁決までの期限を行政不服審査法に合わせて定めないものとし、運用においては現行の処理期限を基本とすることは適当である。

イ 理由

個人情報保護制度についての審査機関については、行政不服審査法にその設置 根拠を有することとなるが、久留米市においては、情報公開制度についての審査 機関も兼ねているため、情報公開制度についての審査請求の手続について、個人 情報保護制度と同様の取扱いをすることは適当であるため。

以上の意見を踏まえ、久留米市個人情報保護条例、久留米市情報公開条例等の改正に 係る、この度の諮問内容は、理由があるものであり、承認する。

3 承認日

令和4年10月31日